

公示番号：190115

国名：タンザニア

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

案件名：コメ振興支援計画プロジェクト（農業機械）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：農業機械
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年6月中旬から2019年7月中下旬まで
- (2) 業務 M/M：国内0.50M/M、現地1.50M/M、合計2.00M/M
- (3) 業務日数：準備期間 現地調査期間 整理期間
5日 45日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：正1部、写4部
- (2) 見積書提出部数：正1部、写1部
- (3) 提出期限：5月22日（水）午後12時まで
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf

をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年6月4日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - 1) 業務実施の基本方針 16点
 - 2) 業務実施上のバックアップ体制 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - 1) 類似業務の経験 40点
 - 2) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 8点
 - 3) 語学力 16点
 - 4) その他学位、資格等 16点
- （計100点）

類似業務	農業機械化に係る各種業務
対象国/類似地域	タンザニア/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：基本的に日本からの入国時にイエローカードの提示は義務付けられていないが、緊急時の周辺国への出国に備えてイエローカードの持参を強く奨励する。詳細は以下の資料のタンザニアに関する情報を参照願います。「国別渡航情報一覧」

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/abroad.html>

6. 業務の背景

タンザニアにおいて農業分野は、同国の産業化および農家の生計にとって中心的な役割を担っている。タンザニアの5か年開発計画II (FYDPII) において、コメは優先作物の一つとなっており、収入源および食糧供給の観点からトウモロコシに次いで2番目に重要な作物となっている。タンザニアは、国家稲作開発戦略 (National Rice Development Strategy: NRDS) の目標である、2018年までのコメの生産量倍増を達成した。自給率もほぼ達成している一方で、急速な経済成長と人口増加により、コメの消費は引き続き増加する見込みである。2018年に10月に開催されたTICAD 閣僚級会合では、生産量倍増の目的が達成されたことが確認され、2030年までにコメ生産量をさらに倍増させるという意欲的な目標が新たに設定された。

我が国は、タンザニアにおける農業分野支援として、1970年代からキリマンジャロ州における灌漑稲作技術にかかる協力を実施してきた。2007年～2012年には、「キリマンジャロ農業研修センター (Kilimanjaro Agricultural Training Centre: KATC)」の機能強化、農家圃場でのコメの生産性が向上する栽培体系と研修方法の確立を目的に、各地域を担当する農業研修所 (5ヶ所) と連携した技術協力プロジェクト「灌漑農業技術普及支援体制強化計画 (タンライス)」を実施した。これを通じて、約40ヶ所の灌漑地区に対する研修を実施し、農家圃場レベルでの普及効果が確認された。また、より経験のある灌漑地区に対しては、ジェンダー、灌漑組合組織運営、マーケティングなどの分野で「課題別研修」を実施した。

引き続き、タンザニア政府は農業畜産水産省 (Ministry of Agriculture: MOA) 農業研修普及サービス研究局とザンジバル農業天然資源畜産水産省 (Ministry of Agriculture Natural Resources Livestock and Fisheries: MANRLF) をカウンターパート機関、MOAの6研修所及びMANRLFのキジンバニ農業研修所 (Kizinbani Agricultural Training Institute: KATI) の計7ヶ所を実施機関として、灌漑農地だけではなく天水畑地・天水低湿地も含めたコメ生産に係る研修を通じた技術普及を推進するため、さらなる技術協力の要請を行った。これを受けてJICAは、2012年11月から6年間の予定でコメ振興支援計画プロジェクト (タンライス2) を実施した。

タンライス2は、コメ生産性向上のための研修を全国的に実施することにより、コメ振興技術が優先コメ生産地域の農家によって活用されることをプロジェクト目標とし、チーフアドバイザー、稲栽培技術、水管理/農民組織、稲作普及/モニタリング、業務調整の各分野の長期専門家計5名が派遣された。これら長期専門家に短期専門家を合わせて6分野 (普及/モニタリング・稲作栽培・ジェンダー・灌漑地区運営・マーケティング/収穫後処理・農業機械) を支援している。実施機関である7研修所から各分野に計7名～16名の教官がカウンターパート (C/P) として配置されており、各分野のC/P群は「タスクグループ (TG) メンバー」と称される。

2018年7月に実施された終了時評価において、プロジェクト目標は概ね達成されたことが確認されたが、持続可能性 (実施機関の研修実施能力の強化、研修経費の確保) については、まだ課題が残されているため、2019年12月までの延長が決定した (長期専門家は2名)。

特に農業機械分野のタンライス2での取り組みは比較的新しく、延長期間において強化すべき課題の一つである。これまでに農業機械担当短期専門家が3回 (2016年12月-2017年2月、2017年7月-10月、2018年4月-6月) 派遣され、タンザニアにおける農業機械の活用状況と研

修ニーズについての調査、世銀の開発政策・人材育成基金（PHRD）の支援対象灌漑地区に対する農業機械の操作・保守管理研修の実施、除草機の評価とその普及促進、農業機械TGの能力強化と同TGの活動計画策定及び改定などを行った。

本コンサルタントの主要な派遣目的は、農業機械化に資する研修の実施を通じて農業機械TGの研修実施能力を強化するとともに、農業機械TGの能力および各種情報収集を踏まえ農業研修所における農業機械関連活動を検討することを目的としている。

7. 業務の内容

本コンサルタントは技術協力の仕組みや手続きを十分理解した上で、他の専門家と協力して農業機械TGメンバーに農業機械に関する研修計画の立案・研修実施にかかる技術移転を行うとともに、各種情報収集を通じてタンライス2後継案件における農業機械関連活動への提案をする。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2019年6月中旬)

- 1) タンザニアのコメセクター、農業機械および本プロジェクトに関する資料（特に収穫後処理や農業機械化に関する本プロジェクトや関連プロジェクトに関するもの）の収集・整理・分析を行う。
- 2) 上記1)を踏まえて、現地派遣期間における業務方針・方法等について記述した業務実施計画書(英文・和文)を作成し、JICA農村開発部に提出する。

(2) 現地派遣期間(2019年6月中旬～7月下旬)

- 1) 現地業務開始時にJICAタンザニア事務所に業務実施計画書を提出し、業務計画の説明を行うとともに、必要に応じて修正する。
- 2) プロジェクト長期派遣専門家と派遣期間中の活動について打ち合わせを行い、活動内容を共有するとともに、現地視察、農業機械TG会議、農業機械課題別研修などの準備を進める。
- 3) 2018年に派遣された農業機械短期専門家により策定された研修ガイドラインに沿って、以下の課題別研修をPHRDでコンバインハーベスターが供与された灌漑地区14か所(10県)、精米機が供与された灌漑地区6か所(6県)に対して、計4日間(コンバイン研修2日間、精米機研修2日間)、Mombo灌漑地区で実施する。研修対象者のうち、コンバインハーベスター研修は52名(県職員10名、各14灌漑地区から普及員・灌漑地区水利組合長・オペレーター各1名)、精米機研修は24名(県職員6名、各6灌漑地区から普及員・灌漑地区水利組合長・オペレーター各1名)を想定している。

①コンバイン(Kubota普通型DC-60およびDaedong自脱型DSC-62)の操作・点検

②精米プラントの適正操作方法

なお、研修開催のアレンジについては、本コンサルタントが現地到着前までに農業機械TGメンバーが中心となって実施することを想定している。研修の講師は民間セクターが担うことを想定しており、研修の企画・運営を農業機械TGメンバーが自立的かつ効果的に実施できるように、本コンサルタントは研修改善に向けた支援をする。具体的には、本コンサルタントは、研修における時間配分等の研修方法・内容について点検し、農家の理解をより容易にする観点から研修マニュアル、研修ガイドライン等の修正・改訂の要否を検討する。

- 4) PHRD対象灌漑地区は、コンバインハーベスターの他にリーパーや脱穀機も供与されているが、利用率は非常に低いため、その理由を調査する。そして、Lekitatu灌漑地区でコンバインハーベスターの他にリーパーや脱穀機の利用率改善に向けた研修を計2日間、実施する。
- 5) 農業金融機関融資を活用した農業機械化の優良事例のうち、既定の1～2か所について、タンザニア農業開発銀行(TADB)やEquity for Tanzania Limited(EFTA)に対して聞き取り調査をする。

- 6) 5)の事例のうち、1か所にて関係者の視察・意見交換会を開催する。本コンサルタントはファシリテーターとして参加者間の意見交換を促進する。参加者は優良事例周辺の農業機械化ポテンシャルのある灌漑地区(5か所程度)の農家男女各1名、普及員1名、灌漑地区リーダー1名、県職員1名の計25名を想定する。
 - 7) タンライス2及び同前身案件の中で実施した農業機械関連活動(除草機の普及、圃場面積拡大・均平研修)のモニタリングを計2日間実施することを想定し、活動の成果やインパクトを確認する。
 - 8) MATI-Mringano、農業機械化・農村技術開発センター(CAMARTEC)、農業機械・灌漑局農業機械化センターなどの農業機械化に関連する組織を訪問し、これら機関のタンザニアの稲作機械化における役割と、その実施能力を確認する。
 - 9) 2018年4月に派遣された農業機械短期専門家によるKATCの農業機械化への拠点化、KATCが具備すべき機能(以下①~⑤)にかかる提案について、その実現可能性を検討し、必要機材、予算などについて検討する。
 - ① 農業機械が適正に稼働できる圃場での主要機械(トラクタ、耕運機、コンバインハーベスタ)のデモンストレーション
 - ② 整備された主要機械の展示
 - ③ 農業機械の維持管理ができるワークショップの例示
 - ④ 農業機械の日常点検と簡単な修理
 - ⑤ 上記①~④の実施を通じたコメ産業関係者への指導
 - 10) 上記3)~5)の研修実施結果、及び6)~8)の確認・検討結果を踏まえ、今後のタンザニアの稲作機械化にかかる活動資金の確保等、タンザニア政府関係機関による自立的な活動につなげるため、特にタンライス2の実施機関である農業省研修・普及・研究局(含む傘下のKATCを含む農業研修所)及び農業機械・灌漑局等が果たすべき現実的な役割を提案する。なお、役割の検討にあたっては、各機関の人員体制・予算(外部からの支援の見込みも含む)・実施能力を考慮し、持続可能性の高いものを検討すること。特に、持続性向上の観点で、民間企業との相互補完的な連携を充分検討すること。
 - 11) 以下の目的で計2日間開催される農業機械TG会議に参加する。
 - ① 上記3)~9)の活動結果の共有
 - ② 上記10)の検討案の共有、協議
 - ③ 課題別研修(Power Tillerの耕耘整地作業、コンバイン(DC-60)の操作・点検、精米プラントの取り扱いと粳(白米)品質)のマニュアル、研修実施ガイドラインの点検、改定
 - ④ 農業金融機関との連携活動のガイドラインの作成
 - ⑤ 農業機械TG全体活動計画の進捗確認、並びに2019年以降の活動計画作成
 - 12) 現地業務完了に際し、上記2)~11)を踏まえ、現地業務結果報告書(英文)を作成し、プロジェクト関係者及びJICAタンザニア事務所に報告・提出する。
- (3) 帰国後整理期間(2019年7月下旬)
- 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA農村開発部へ提出し、活動結果に関する報告を行なう。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3)専門家業務完了報告書とする。

- (1) 業務実施計画書
和文2部(JICA農村開発部、JICAタンザニア事務所)

- 英文4部(JICA農村開発部、JICAタンザニア事務所、C/P 2機関)
- (2) 現地業務結果報告書
和文要約2部(JICA農村開発部、JICAタンザニア事務所)
英文4部(JICA農村開発部、JICAタンザニア事務所、C/P 2機関)
- (3) 専門家業務完了報告書
和文2部(JICA農村開発部、JICAタンザニア事務所)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データ(CD、写真データ等を含む)も併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇄ドバイ/ドーハ⇄ダルエスサラームを基準とし、経済的かつ効率的な経路を選択して下さい。

10. 特記事項

(1) 業務日程/執務環境

1) 現地業務日程

現地派遣期間は2019年6月15日～7月29日を予定しています。(詳細は配布する現地日程案を参照、数日程度の日程調整可)

2) 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです。

- ・チーフアドバイザー/稲栽培技術
- ・稲作普及/モニタリング/業務調整
- ・農業機械TGメンバー5人

3) 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ① 空港送迎
あり
- ② 宿舍手配
あり
- ③ 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供(市外地域への移動を含む。)
- ④ 通訳備上
なし
- ⑤ 現地日程のアレンジ
プロジェクトチームがアレンジします。
- ⑥ 執務スペースの提供
農業省内およびKATC内のプロジェクトフィスにおける執務スペース提供(インターネットは使用可能、ただし回線の状況が不安定な場合あり。)

(2) 参考資料

- 1) 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。
- ・タンザニア国コメ振興支援計画プロジェクト詳細計画策定調査報告書

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000008326.html>)

2) また、以下の資料を農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム(TEL:03-5226-8428)にて配布する。

- ・タンザニア国コメ振興支援計画プロジェクト農業機械短期専門家業務完了報告書(2016年度、2017年度、2018年度)
- ・現地日程案

3) 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス(prtm1@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール:

- ・タイトル: 「配布依頼: 情報セキュリティ関連資料」
- ・本文: 以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

1) 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

2) タンザニア入国に際しては、手続き方法が頻繁に変更するため、JICAタンザニア事務所から提供される最新情報に従って下さい。

3) 安全管理

タンザニア国内での作業においては、JICAの安全管理措置を遵守するとともに、JICA安全管理部、JICAタンザニア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることといたします。

また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

4) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者」に速やかに相談するものとする。

5) 不課税

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上